

第3回阿蘇市議会会議録

- 1.平成30年6月1日 午前10時00分 招集
- 2.平成30年6月1日 午前10時00分 開会
- 3.平成30年6月1日 午前10時52分 散会
- 4.会議の区別 定例会
- 5.会議の場所 阿蘇市議会議場
- 6.出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番	立石昭夫	2 番	竹原祐一
3 番	岩下礼治	4 番	谷崎利浩
5 番	園田浩文	6 番	菅敏徳
7 番	市原正	8 番	森元秀一
9 番	河崎徳雄	10 番	大倉幸也
11 番	湯浅正司	12 番	田中弘子
13 番	五嶋義行	14 番	高宮正行
15 番	古澤國義	16 番	阿南誠藏
17 番	古木孝宏	18 番	田中則次
19 番	井手明廣	20 番	藏原博敏

欠席議員

なし

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長	佐藤義興	副市長	和田一彦
教育長	阿南誠一郎	総務部長	高木洋
市民部長	宮崎隆	経済部長	吉良玲二
土木部長	阿部節生	教育部長	市原巧
総務課長	村山健一	福祉課長	本山英二
農政課長	佐伯寛文	建設課長	中本知己
財政課長	山口貴生	教育課長補佐	佐藤伸敏
税務課長	藤井栄治	ほけん課長	藤田浩司
観光課長	秦美保子	住環境課長	古閑政則
人権啓発課長	下村裕二	市民課長	岩下まゆみ
まちづくり課長	荒木仁	水道課長	浅久野浩輝
阿蘇医療センター事務局長	井野孝文	波野支所長	加藤勇二郎

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	石寄寛二	議会事務局次長	山本繁樹
--------	------	---------	------

9. 議事日程

開会（開議）宣告

議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 第 2 回定例会で委員の任命同意決定をした方のご紹介について

日程第 4 諸般の報告について（議長）

日程第 5 諸般の報告について（市長）

日程第 6 提案理由の説明

午前 10 時 00 分 開会

1 開会宣言

○議長（藏原博敏君） それでは、議員の皆様、執行部の皆様、おはようございます。

開会前に、大倉議員、森元議員より発言の申し出がっておりますので、これを許したいと思えます。

最初に、大倉議員、どうぞ。

○10 番（大倉幸也君） 皆様、おはようございます。開会前の貴重な時間をいただきまして、ありがとうございます。

先だって、先月の 5 月 6 日に行われました私の父の葬儀に際しまして、市長はじめ執行部の皆様、それに議長をはじめ議員の皆様、早々にご会葬いただきまして、本当にありがとうございました。そして、励ましの言葉、それにお悔やみ、ご供花などいただきまして、父に成り代わりまして御礼を申し上げたいと思っております。

最後に、残された私を含め、家族のものにもこれまで同様のおつきあいをいただきますようお願い申し上げまして、御礼の言葉に代えさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（藏原博敏君） 続きまして、森元議員、どうぞ。

○8 番（森元秀一君） 皆様、おはようございます。開会前の貴重な時間をいただきまして、本当にありがとうございます。先月 7 日、私の妻が亡くなりました折には、市長はじめ執行部の皆様、議長はじめ議員の皆様方には、ご会葬いただきまして本当にありがとうございました。また、かつご丁寧なご焼香料をいただきまして、ありがとうございます。私も一人、本当に子どもがなく一人になったもんですから、しっかりと今後、議会活動に頑張ってまい

る所存でございますので、今後ともご指導・ご鞭撻、よろしくどうぞお願い申し上げます。
ありがとうございました。

○議長（藏原博敏君） それでは、あらためましておはようございます。

平成 30 年第 3 回阿蘇市議会定例会の開会にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私多忙の折、本定例会にご出席をいただき、お礼を申し上げます。

本定例会に提出されました諸議案につきましては、後ほど佐藤市長のほうから説明がありますが、議員各位におかれましては慎重に審査をしていただき、適正にして妥当な議決をいただきますようにご協力をお願いを申し上げます。

なお、この時期になりますと、全国的に梅雨入りし、集中豪雨等により、各地で毎年甚大な災害が発生しております。特に皆様のご記憶にもありますとおり、平成 24 年 7 月、阿蘇地域で発生しました九州北部豪雨、さらには昨年 7 月、福岡県朝倉市、大分県日田市で発生しました平成 29 年 7 月九州北部豪雨災害により、未曾有の災害が発生しております。従いまして、各位におかれましては、自重自愛の上で、地域の災害防止にも格段のご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速会議に入ります。

ただ今の出席議員は 20 名であります。従いまして、定足数に達しておりますので、平成 30 年第 3 回阿蘇市議会定例会をこれより開会いたします。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のうち、教育課長が傷病休暇のため出席できないことから、佐藤課長補佐が出席していることを申し添えておきます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

それでは、早速議事に入ります。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（藏原博敏君） 日程第 1「会議録署名議員の指名」を行います。

今期、定例会の会議録署名議員は、会議規則第 88 条の規定によりまして、12 番議員、田中弘子君、13 番議員、五嶋義行君の両名を指名いたします。

日程第 2 会期の決定について

○議長（藏原博敏君） 日程第 2「会期の決定について」を議題といたします。

会期日程等につきましては、これより議会運営委員長が報告を申し上げます。

議会運営委員長、古木孝宏君。

○議会運営委員長（古木孝宏君） おはようございます。

議会運営委員会の会議の結果について、ご報告をいたします。

議会運営委員会を 5 月 25 日に開催し、本定例会の会期日程等につきまして審議をいたしました結果、まず会期につきましては今定例の付議事件が専決処分の報告 2 件、専決処分の

承認 7 件、繰越明許費事故繰越し繰越計算書の報告 6 件、条例の制定・一部改正 7 件、平成 30 年度補正予算案 7 件、諮問 5 件、その他 2 件及び請願 1 件の計 37 件であることから、会期を本日 6 月 1 日から 6 月 18 日までの 18 日間といたしました。

会期日程につきましては、事前に議員各位に配布してあるとおりであります。

次に、本定例会における議案等の審議の方法であります。報告 8 件、専決処分の承認 7 件、諮問 5 件、その他 2 件以外の 14 議案及び請願 1 件につきましては、質疑の後、各常任委員会に付託することといたしました。

なお、委員会付託議案審議については、会期中の日程に従って、各常任委員会に付託されますので、自己の委員会の件についての質疑はご遠慮願いたいと思います。

次に、一般質問の取り扱いについてご報告いたします。まず、一般質問の通告期限であります。6 月 5 日、午後 5 時までといたしましたので、各議員におかれましては、期日・時間厳守で通告書の提出をお願いいたします。

なお、各議員に申し上げますが、質問の要旨については、執行部において万全の準備を整えて的確に答弁できるよう具体的に記載していただくこと、また、通告内容以外の質疑にならないよう気をつけていただきますよう併せてお願いをいたします。

また、執行部におきましても、所管の答弁がスムーズに行えるよう万全の体制を期していただきますようお願いいたします。

次に、一般質問の時間についてですが、答弁も含め 45 分間といたしておりますので、議員各位のご理解をお願いいたします。

最後になりますが、本日の議会散会後は全員協議会を開くことといたしましたので、ご出席のほどをよろしくをお願いいたします。

以上、議会運営委員会の会議の結果について報告を終わります。

○議長（藏原博敏君） 会期日程等につきましては、ただ今、議会運営委員長の報告のとおりであります。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

従って、会期日程等につきましては、委員長の報告のとおり決定をいたしました。

日程第 3 第 2 回定例会で委員の任命同意決定をした方のご紹介について

○議長（藏原博敏君） 日程第 3、第 2 回定例会で委員の任命同意決定をした方のご紹介を申し上げます。

先の第 2 回定例会において、教育委員会委員の任命同意を決定いたしました。よって、本日お見えいただいておりますので、ここでご紹介を申し上げたいと思います。

それでは、入場をお願いします。

（教育委員会委員 入場）

○議長（藏原博敏君） それでは、ご紹介を申し上げます。

教育委員会委員の任命について、同意決定をいたしました池部眞智子様をご紹介申し上げます。

池部様、どうぞ、自己紹介をお願いいたします。

○教育委員会委員（池部眞智子君） おはようございます。

本年度4月1日付けで教育委員を任命されました池部眞智子です。長いこと教育現場にいましたが、また新たな職をいただきまして、今後勉強しながら頑張っていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（藏原博敏君） 池部委員におかれましては、大変ご多用中にもかかわらず本会議にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

以上をもちまして、ご紹介を終わります。

それでは、池部委員、ご退席をお願いいたします。

（教育委員会委員 退場）

日程第4 諸般の報告について（議長）

○議長（藏原博敏君） 日程第4「諸般の報告」を行います。

議長の諸般の報告につきましては、先ほど配布しました別紙報告書をご覧いただきたいと思っております。

まず、監査委員より平成30年2月分から4月分までの例月出納検査報告書が提出されております。報告書につきましては、議会事務局に保管しておりますので、議員の皆さん、ご自由に閲覧を願いたいと思っております。

次に、市議会議長会及び阿蘇市市町村議長会の開催状況についてであります。第266回熊本県市議会議長会が菊池市で、また第92回九州市議会議長会定例総会が佐賀市で、そして第94回全国市議会議長会定期総会が東京で、また第267回熊本県市議会議長会総会が東京で開催され、それぞれ議案が提出され、全会一致で承認されております。詳細につきましては、後ほどご覧いただきたいと思っております。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第5 諸般の報告について（市長）

○議長（藏原博敏君） 日程第5「市長の諸般の報告」を行います。

佐藤市長。

○市長（佐藤義興君） おはようございます。

4月16日、熊本地震本震から丸2年を迎え、市役所本庁前において犠牲になられた方々へ哀悼の誠を捧げ、改めて職員各位とともに早期の完全復興を誓いました。未だ生活再建に踏み出せない方もおられる中、これからも、被災された皆様一人ひとりの気持ちに立って、しっかりサポートし、誠心誠意、丁寧な対応に努めてまいります。

さて、熊本地震から3度目の梅雨を迎えました。念願であった国の直轄砂防事業が、本年度から長い年月をかけいよいよ着手され、土砂災害の防止・軽減が着実に進んでいくことと

大変期待しています。

また、これからの出水期を乗り切るため、平時からの準備はもとより、迅速かつ円滑な避難ができるよう、自主防災組織をはじめ市民の皆様と緊密な連携を図り、更なる防災力向上に取り組んでいきます。

それでは、平成 30 年第 3 回阿蘇市議会定例会の開会にあたり、3 月の定例会以降の諸般の報告をいたします。

まず、総務部関係について報告します。

【総務課】

市職員は 3 月末に 7 名が退職、4 月から新たに一般事務 2 名・保健師 2 名・保育士 4 名の合計 8 名を採用、また、宮崎市から農業土木の技術職員を迎え、早期の完全復旧と安定した市政運営に資するため、総勢 308 名で業務にあたっています。

福岡管区気象台が 3 月 3 日から発表していた阿蘇山の「火山の状況に関する解説情報（臨時）」は、孤立型微動以外の観測データに特段の変化が見られないことから、4 月 23 日（第 53 号）をもって終了、これを受け、阿蘇火山防災会議協議会では、阿蘇火山防災計画に基づき、翌 24 日午前 8 時半から自主規制を解除し火口見学を再開しました。引き続き、気象庁阿蘇火山防災連絡事務所など関係機関と連携を密に、火山防災対策に努めてまいります。

5 月 27 日、本格的な梅雨入りを前に坂梨地区を対象として避難訓練を実施、平成 2 年の水害、平成 24 年の九州北部豪雨災害など、過去の試練を教訓に、地域への情報伝達や避難体制を再点検し、「自分の命は自分で守る」という自助の考えに立ち、速やかな行動ができるよう、市民の皆様と一体となって、出水期を万全な体制で臨みます。

また、3 月末に公用車の事故防止のため、ドライブレコーダーをまず 12 台に設置し、試験的に運用を開始、今後、市内を巡回する塵芥車 6 台にも、設置してまいります。

行財政改革においては、昨年策定した「行政改革大綱〔第 2 次〕」の具現化に向けプロジェクト班や作業部会を編成し、現在手数料等の見直しに着手しています。

【波野支所】

熊本地震の影響で波野保健福祉センターに仮移転している波野支所は、設計を終え、建設に着手します。高齢化が進む地域の状況も鑑み、周辺に診療所やデイサービス、公民館や郵便局等が隣接する波野保健福祉センター敷地内に建設し、利用しやすい庁舎づくりを進めます。

次に、市民部関係について報告します。

【ほけん課】

国民健康保険事業は、本年 4 月から財政運営の責任主体が熊本県に移行、大きな混乱もなく作業を進めることができました。今後、保険税の本算定を行い、7 月に阿蘇市・熊本県連名の被保険者証を交付します。

後期高齢者医療保険も同様に、本算定後、7 月に被保険者証を交付します。医療費の適正化を図るため、住民健診を入り口として生活習慣病の重症化防止対策を重点に、医療機関等と連携を図り、保健事業の充実に努めます。

介護保険事業は、本年 4 月から訪問介護型サービスを開始、「阿蘇市高齢者いきいきプラン第 7 期計画」に基づき、高齢者の方の自立生活の支援と市民の皆様の安心安全な生活確保のため、地域包括ケアシステムの構築を進めます。

次に、経済部関係について報告します。

【農政課】

畜産クラスター事業訴訟については、5 月 2 日に原告の農事組合法人甲誠牧場から、本市を被告とした訴訟の提起がなされ、5 月 18 日に訴状を受け取り、その請求の趣旨等を、先般、市議会全員協議会に報告させていただきました。本件は、原告と本市の主張に隔たりがあるため、応訴するとともに、本市の対応の正当性を法廷で、しっかりと主張してまいります。

次に、熊本地震に伴う農地等の復旧は、5 月 25 日現在 57.2%が竣工、冬場の天候不良に左右されないよう、今夏に工事を進め、本年度内にすべての工事完了を目指します。そのため復興基金を活用し、「熊本地震農地災害復旧加速化事業」を創設、夏に農地を借上げ、集中して復旧を進め、被災農家の方々の営農活動の再開につなげていきます。

被災農家向け経営体育成支援事業は、現在 92%（1,148 件中 1,056 件）が竣工し、残りも年内完了を見込んでいます。なお、道路整備など公共工事との調整が必要な案件は、関係機関と協議を図りながら進めています。

集落営農組織の法人化は、平成 27 年 12 月に黒流町地区で農事組合法人が設立され、その後、本年 2 月には蔵原地区で法人化、また山田地区も大規模水田経営法人が設立されるなど、地域営農体制のステップアップが進んでいます。今後も、地域農業の維持発展及び後継者育成等の事業に取り組み、集落営農組織の法人化を推進し、新技術や新規作物の導入など、収益力向上の支援を継続してまいります。

治山事業関係は、国直轄事業で整備する 4 箇所のうち 3 箇所は、順調に工事が進捗しており、残りの 1 箇所は、仙酔峡道路の復旧が完了次第、着工予定です。

県営治山事業は、13 箇所中 9 箇所が施工されており、うち 2 箇所は昨年度に完了しています。

牧野関係は、J R L（公益財団法人全国競馬・畜産振興会）事業を活用した牧道整備・牧柵復旧等が、9 牧野で計画されています。特に被害の大きかった小堀牧野は、仙酔峡道路の復旧に併せて、キリン絆プロジェクト基金で復旧を進めることとしています。

これらの事業により、本年中には、野焼きや採草・放牧ができなかった 238 ヘクタールが復旧・再開できる見通しとなり、全体で 99.1%と、ほぼ震災前の面積まで復旧することが見込まれ、引き続き、採草・放牧環境の保全に取り組みます。

【観光課】

阿蘇中岳火口見学は、5 月の大型連休期間中、濃霧やガス等による規制もありましたが、好天に恵まれ、多くの観光客が訪れました。阿蘇山公園道路の利用台数も 4 年前に近い水準となり、周辺観光施設等にも波及効果が見られ、これを機に、阿蘇地域経済が上昇回復に向かうことを期待しています。引き続き、正確な情報発信に努め、国内外に向けたプロモーション

ョン活動も一層強化します。

来年度は、JRグループが総力を挙げて、全国規模で集中的に一県を宣伝・販売促進する国内最大級の観光キャンペーン「JRデスティネーションキャンペーン」が熊本県を対象に行われます。今年は、その前年にあたり、プレキャンペーンが7月から9月にかけて開催されます。観光資源の新規開拓や既存資源のブラッシュアップなど受入態勢の強化を図り、キャンペーン本番に向け、周遊ルートづくりやおもてなしの向上など官民一体で観光客誘致に取り組みます。

阿蘇サイクルツーリズムは、自転車公園「阿蘇マウンテンバイクパーク」のオープニングイベントを4月15日に、体験試乗会を4月28日に開催しました。今後もさまざまなイベントを定期的実施し、自転車公園の利用促進を図り、サイクルツーリズムを推進していきます。

6月3日に「第2回ONSEN・ガストロノミーウォーキング in 阿蘇内牧温泉」を開催します。今回は朝食を提供する「阿蘇マルシェ」とコラボレーションし、「阿蘇維新の会」が腕を振るう阿蘇特産のあか牛やイチゴを使った旬の料理の数々を満喫しながら、開湯120周年を迎える内牧温泉街の約7キロコースを散策、美肌の湯「硫酸塩泉」に浸かってもらい、心身ともに至福の時間を感じていただくイベントを企画しています。

【まちづくり課】

広大な阿蘇の原野は、これまで地域や牧野組合の方々など先人たちの努力と英知によって守り受け継がれ、更に近年は、野焼きボランティア等の活動協力も加わり、ダイナミックで見事な草原景観が保持されています。

この草原保持の営みと、環境や生態系との関わりは深く、北外輪山東部の原野には、今も多くの湿地が残っており、日本でも珍しい希少植物が群生しています。

これらの草原景観や希少植物など特性を持つ北外輪山東部地区をひとつのフィールドミュージアム（博物館）とし、訪れる観光客等に、空撮画像などを取り入れ、その魅力を伝え、実際に希少エリアを体感できる魅せるフィールドミュージアム構想実践事業を進めてまいります。

平成32年度は、国道57号北側復旧ルートが開通予定、阿蘇神社の拝殿も復旧工事が完了する見込みであり、更なる受入態勢強化と地域経済への波及効果等に向け、復興関係の補助事業を活用し、阿蘇神社周辺整備事業に取り組んでまいります。

昨年11月に開始した「阿蘇市ふるさと応援寄附金」は、本年4月末現在、延べ1,366名の方から3,800万円を超える寄附をいただいています。現在、寄附に対する“お礼の品”の種類も55種類まで拡充、今後も特産品のブランド化や研究開発等で“お礼の品”を充実させ、販売促進・消費拡大につなげていきます。

次に、土木部関係について報告します。

【建設課】

平成30年度国の予算成立に伴い、阿蘇地域における国直轄砂防事業が正式決定、4月21日に開催した「阿蘇地域における直轄砂防事業の早期実施を求める期成会総会」で、期成会

名称を「阿蘇山直轄砂防事業促進期成会」に改め、阿蘇地域の将来にわたる土砂災害に対する安全性向上を確立していくため、砂防施設等の整備を一層促進していくことを決議しました。来賓として熊本県選出国會議員及び国土交通省水管理保全局砂防部長、九州地方整備局長等から、期成会活動に対し力強い協力と激励をいただきました。

中九州地域高規格道路の一部である滝室坂道路（トンネル）工事は、昨年度、工用道路の整備が進められ、本年度は約 55 億円を予算化、本体工事が発注され、6 月にはトンネルの本格的な掘削工事に着手される予定です。

【住環境課】

熊本地震災害で仮設住宅・みなし仮設住宅に入居されている方々の再建状況は、約 3 割の方が再建されていますが、残りの多くの方は供与期間を延長する見込みです。

災害公営住宅の状況は、新小里団地で基礎杭工事を施工中であり、年度内完成を目指し取り組んでいます。また、小里・古神・大道の 3 団地は 7 月に調査設計が完了する見込みで、引き続き、公営住宅性能評価、建築確認申請等を行い、10 月頃の工事発注を目指します。なお、入居申込受付は 4 団地ともに 8 月頃から開始予定です。

次に教育部関係について報告します。

【教育課】

各小中学校では新学期が始まり、学校長の経営方針のもと、新しい陣容で活気に満ちた教育活動を行っています。5 月には波野小中学校・阿蘇小・内牧小・山田小の運動会、阿蘇中・一の宮中の体育祭が盛大に開催されました。

阿蘇西小学校の災害復旧工事は、順調に工事が進んでおり、杭打ち工事が間もなく終了、これから基礎工事が始まる予定です。今年度中に引っ越し作業が終わるよう進めてまいります。

また、今年度は全小中学校にタブレット端末 361 台を 8 月末までの導入に向け準備を進めており、児童・生徒の学習意欲を高め、学力向上に努めます。

社会教育では、4 月 17 日に生涯学習講座を開講、趣味・特技を生かし、延べ 584 名の方が受講され、主催講座 12 講座、自主講座 33 講座がスタートしています。

阿蘇世界文化遺産は、世界文化遺産の登録に向け、先月「阿蘇世界文化遺産登録推進協議会」総会で、国内候補の暫定リスト入りに向けた「学術検討委員会」が設置され、取り組みを加速することとなりました。

次に、病院事業について報告します。

【阿蘇医療センター】

急性期医療を担う地域の中核病院「阿蘇医療センター」は、2 期目の病院事業管理者、甲斐豊院長を中心に職員一体となって、地域の医療需要に応え、医療・福祉の充実及び利便性向上を目指し、更なる病院機能の強化を図ります。

課題である常勤医師確保は、4 月から 3 名の新任医師を迎えることができました。うち循環器内科医師の 2 名は、熊大附属病院医局の人事異動での協力であり、今後も継続的に医師を派遣していただく予定で、他の診療科も同様をお願いしています。また、内科医師 1 名は、

県への要望活動が奏功し、自治医科大学卒業の医師の派遣です。

公立病院として必須課題であった病院機能評価は、病院全体で取り組んできた結果、本年1月に日本医療機能評価機構の認定を受けることができました。今後更に医療の質と機能を高められるように、改善に向けた取り組みを継続し、来院される皆様に安心して受診いただける病院づくりを目指します。

なお、懸案であった医療センターへの進入路については、企業の協力により、工事が着々と進んでおり、路線バスの乗り入れは10月のダイヤ改正に向けて取り組んでいくこととしています。

以上、第3回定例会開会での諸般の報告といたします。

○議長（藏原博敏君） 以上で、市長の諸般の報告が終わりました。

日程第6 提案理由の説明

○議長（藏原博敏君） 日程第6、これより市長の「提案理由の説明」を求めます。

市長。

○市長（佐藤義興君） それでは、続きまして、平成30年第3回阿蘇市議会定例会提案理由の説明をさせていただきます。

報告第2号「専決処分の報告について」

本件は、平成30年2月10日、阿蘇市波野大字波野において発生した物損事故について、同年4月17日に示談が成立、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

報告第3号「専決処分の報告について」

本件は、平成30年2月20日、阿蘇市一の宮町宮地において発生した物損事故について、同年4月12日に示談が成立、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

承認第2号「専決処分の承認について」

本件は、平成30年4月10日、阿蘇市永草において発生した公用車の物損事故について、同年5月8日に示談が成立、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

承認第3号「専決処分した阿蘇市税条例の一部改正について」

本件は、地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、本条例の一部を改正することについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

承認第4号「専決処分した阿蘇市国民健康保険税条例の一部改正について」

本件は、地方税法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、本条例の一部を改正することについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

承認第5号「専決処分した平成29年度阿蘇市一般会計補正予算について」

本予算は、第 8 号補正であります。

本件は、年度末の財源等の調整を要したため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

歳入では、地方交付税、寄附金等を追加し、地方消費税交付金、県支出金、市債等を減額しております。

歳出では、各事業の実績に応じて所要の調整を行うとともに、各種基金への積み立てを行っております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 5 億 9,058 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 224 億 9,614 万 1,000 円といたしました。

承認第 6 号「専決処分した平成 29 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算について」

本予算は、第 1 号補正であります。

本件は、年度末の財源等の調整を要したため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

歳入では、使用料及び手数料を減額し、諸収入を追加、繰入金を計上しております。

歳出では、観光施設費、観光振興費及び予備費を減額しております。

これらの補正の結果、既定の予算額から歳入歳出それぞれ 663 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算総額を 6,236 万 7,000 円といたしました。

承認第 7 号「専決処分した平成 29 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について」

本予算は、第 5 号補正であります。

本件は、年度末の財源等の調整を要したため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

歳入では、諸収入を追加し、市債を減額、歳出では、総務費、事業費及び公債費を減額しております。

これらの補正の結果、既定の予算額から歳入歳出それぞれ 3,917 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算総額を 6 億 3,546 万 6,000 円といたしました。

承認第 8 号「専決処分した平成 29 年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について」

本予算は、第 3 号補正であります。

本件は、簡易水道本管布設替事業の年度内竣工が困難となったため、地方自治法 213 条第 1 項の規定により繰越明許費を設定、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

報告第 4 号「平成 29 年度阿蘇市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」

本件は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により繰越計算書を調製し、報告するものであります。

報告第 5 号「平成 29 年度阿蘇市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について」

本件は、事故繰越しに係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定により繰越計算書を調製し、報告するものであります。

報告第 6 号「平成 29 年度阿蘇市古城財産区特別会計繰越明許費繰越計算書の報告につい

て」

本件は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製し、報告するものであります。

報告第7号「平成29年度阿蘇市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について」

本件は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製し、報告するものであります。

報告第8号「平成29年度阿蘇市下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書の報告について」

本件は、事故繰越しに係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により繰越計算書を調製し、報告するものであります。

報告第9号「平成29年度阿蘇市水道事業会計予算繰越計算書の報告について」

本件は、建設改良費に係る支出予算の経費を翌年度に繰り越したので、地方公営企業法第26条第3項の規定により繰越計算書を調製し、報告するものであります。

議案第45号「阿蘇市畜産環境保全に関する条例の制定について」

本件は、豊かな自然の恵みを実感しながら暮らすことのできる市民の健康で文化的な生活の実現を目指して、畜産環境の保全について、阿蘇市の基本的な考え方を定め、事業者等の責務を明らかにすることにより、地域と畜産の共存、地域に根差した畜産の振興を図ることを目的として、本条例を制定するものであります。

議案第46号「阿蘇市行政区設置条例の一部改正について」

本件は、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第47号「災害による被害者に対する阿蘇市税の減免に関する条例の一部改正について」

本件は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律及び農業災害補償法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第48号「阿蘇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」

本件は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第49号「阿蘇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」

議案第50号「阿蘇市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」

議案第51号「阿蘇市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正につ

いて」

本件は、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため、これらの条例の一部を改正するものであります。

議案第 52 号「平成 30 年度阿蘇市一般会計補正予算について」

本予算は、第 1 号補正であります。

歳入では、平成 28 年熊本地震復興基金交付金等により国庫支出金及び県支出金を、波野支所庁舎建設事業等により市債を追加しております。

歳出では、平成 28 年熊本地震復興基金交付金事業を追加し、波野支所庁舎建設事業、乙姫体育館防災機能拡充事業を計上しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 3 億 4,355 万円を追加し、歳入歳出予算総額を 158 億 5,906 万円としました。

議案第 53 号「平成 30 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について」

本予算は、第 1 号補正予算であります。

歳入では、国庫支出金及び市債を、歳出では、総務費及び事業費を減額し、予備費を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額から歳入歳出それぞれ 950 万円を減額し、歳入歳出予算総額を 7 億 879 万円としました。

議案第 54 号「平成 30 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」

本予算は、第 1 号補正であります。

歳入では、繰入金を、歳出では、総務費を減額しております。

これらの補正の結果、既定の予算額から歳入歳出それぞれ 121 万 1,000 円を減額し、歳入歳出予算総額を 35 万 9,256 万 8,000 円としました。

議案第 55 号「平成 30 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」

本予算は、第 1 号補正であります。

歳入では、繰入金を、歳出では、総務費を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 321 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 33 億 6,718 万 3,000 円としました。

議案第 56 号「平成 30 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について」

本予算は、第 1 号補正であります。

歳入では、繰入金を、歳出では、総務費を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 114 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 4 万 2,206 円としました。

議案第 57 号「平成 30 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について」

本予算は、第 1 号補正であります。

歳入では、繰入金を、歳出では、委員会費を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 3,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 1,848 円としました。

議案第 58 号「平成 30 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について」

本予算は、第 1 号補正であります。

資本的収入では、企業債を減額し、補助金を計上しております。

また、資本的支出では、建設改良費を追加しております。

これらの補正の結果、資本的収入予算額を 1 億 4,978 万円に、資本的支出予算額を 2 億 5,022 万 8,000 円としました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 1 億 44 万 8,000 円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものとしました。

諮問第 1 号「人権擁護委員候補者の推薦について」

諮問第 2 号「人権擁護委員候補者の推薦について」

諮問第 3 号「人権擁護委員候補者の推薦について」

諮問第 4 号「人権擁護委員候補者の推薦について」

諮問第 5 号「人権擁護委員候補者の推薦について」

本件は、人権擁護委員の任期が平成 30 年 9 月 30 日をもって満了することに伴い、人権擁護委員の候補者を推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求めるものであります。

報告第 10 号「株式会社 A S O ワークネットの経営状況を説明する書類の提出について」

本件は、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により株式会社 A S O ワークネットの経営状況を説明する書類を提出するものであります。

報告第 11 号「一般財団法人阿蘇テレワークセンターの経営状況を説明する書類の提出について」

本件は、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により一般財団法人阿蘇テレワークセンターの経営状況を説明する書類を提出するものであります。

以上、議案 36 件（報告 10 件、承認 7 件、条例 7 件、予算 7 件、諮問 5 件）を本日上程いたしますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） 以上で、市長の「提案理由の説明」が終わりました。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

なお、この後、午前 11 時 05 分から全員協議会を開催し、経営状況の説明資料をご持参のうえ、ご出席をいただきますようお願いを申し上げます。お疲れでございました。

午前 10 時 52 分 散会